

用語定義集

あ 行

| 用語 | 用語の意義 | 法律・政令 |
|---------------|--|------------|
| <u>NBC攻撃</u> | 核兵器(Nuclear)、生物兵器(Biological)、化学兵器(Cheical)による攻撃。 | |
| <u>応急公用負担</u> | 都道府県知事や市町村長が他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。 この職権を行使できる要件は、次のとおりである。 1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であること 2 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときであること | 国民保護法第113条 |

か 行

| 用語 | 用語の意義 | 法律・政令 |
|----------------------|---|-------------------------------|
| <u>危険物質等</u> | 武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空气中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む)で、施行令で定めるもの。 ----- 例) ガソリン、火薬類、毒物・劇物、高圧ガス、核燃料物質、生物化学兵器に使用されるような生物剤、化学兵器に使用されるような化学剤等 | 国民保護法第103条第1項 国民保護法施行令第28条 |
| <u>汚い爆弾(ダーティーボム)</u> | 攻撃の目標とされた地域一帯に放射性物質をまき散らす目的で使用される一般的な爆発物。 | |
| <u>国民の保護に関する基本指針</u> | 政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となる。 | 国民保護法第32条 |
| <u>緊急消防援助隊</u> | 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。 広域応援体制の充実強化を図るために法定化され、全国の消防本部が隊を登録している。 | |
| <u>緊急処理事態</u> | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(いわゆる大規模テロ等)で、国家として緊急に対処することが必要なもの。 | 事態対処法第25条第1項 |
| <u>国の対策本部</u> | 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣に設置するもので、正式には武力攻撃事態等対策本部という。 国の対策本部を置いたときは、内閣総理大臣は、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならないと規定されている。 | 事態対処法第10条第1項 国民保護法第24条 |
| <u>国の対策本部長</u> | 国の対策本部の長のことで、正式には武力攻撃事態等対策本部長という。 内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときはそのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てると規定されている。 | 事態対処法第11条第1項 |

か 行

| 用語 | 用語の意義 | 法律・政令 |
|---------------------------------------|---|---|
| <u>警戒区域</u> | <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに市町村長が設定することができる区域。</p> <p>都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときには、自ら警戒区域を設定できる。</p> <p>警戒区域内への立入制限や立入禁止又は区域からの退去を命ずることができることとされている。</p> | 国民保護法第114条 |
| <u>県国民保護協議会</u> | <p>県の区域に係る国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために設置された機関。</p> <p>県国民保護協議会の所掌事務は、知事の諮問に応じて県の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し知事に意見を述べることである。</p> | 国民保護法第37条 第38条 |
| <u>県(の)対策本部</u> | <p>対処基本方針の閣議決定により、総務大臣を經由して内閣総理大臣から対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けて知事が設置するものであり、正式には奈良県国民保護対策本部という。</p> | 国民保護法第25条 第27条 |
| <u>県(の)対策本部長</u> | <p>県の対策本部の長のことで、正式には奈良県国民保護対策本部長という。</p> <p>権限などについては「奈良県国民保護対策本部等に関する条例」に規定されている。</p> | 国民保護法第28条 |
| <u>広域緊急援助隊</u> | <p>大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力等を持つエキスパートチーム。全国全ての都道府県警察に設置されている。</p> | |
| <u>国際人道法</u> | <p>1949年8月12日ジュネーヴ諸条約とジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書及び陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約等、人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものを指す。</p> <p>具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めたもの。</p> | |
| <u>国民の保護のための措置</u> <u>(国民保護措置)</u> | <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置。 (同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)</p> <hr/> <p>次に掲げる措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置 イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 ニ 輸送及び通信に関する措置 ホ 国民の生活の安定に関する措置 ヘ 被害の復旧に関する措置 | 国民保護法第2条 第3項 事態対処法第22条 第1号 |

か 行

| 用語 | 用語の意義 | 法律・政令 |
|------------------------|--|-----------|
| <u>国民保護法</u> | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） | |
| <u>（国民の保護に関する）業務計画</u> | 指定公共機関が基本指針に基づき、指定地方公共機関が県の国民保護計画に基づき、それぞれが実施する国民保護措置の内容や実施方法などに関して定める計画のこと。 | 国民保護法第36条 |

さ 行

| 用語 | 用語の意義 | 法律・政令 |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| <u>事態対処法</u> | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号） | 国民保護法第1条 |
| <u>指定公共機関</u> | 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、施行令で定められた機関。 | 事態対処法第2条第1項第6号 |
| <u>指定地方公共機関</u> | 県内において電気、ガス、輸送、通信医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの。 | 国民保護法第2条第2項 |
| <u>指定公共機関等</u> | 指定公共機関及び指定地方公共機関。 | |
| <u>指定行政機関</u> | <p>いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。</p> <p>-----</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省</p> | <p>事態対処法第2条第4号</p> <p>事態対処法施行令第1条</p> |
| <u>指定地方行政機関</u> | <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、施行令において定められた機関。</p> <p>-----</p> <p>沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台管区海上保安本部</p> | <p>事態対処法第2条第5号</p> <p>事態対処法施行令第2条</p> |

な 行

| 用 語 | 用 語 の 意 義 | 法律・政令 |
|----------------|---|---------------|
| <u>生活関連等施設</u> | <p>武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次のいずれかに該当する施設で、施行令で定めるもの。</p> <p>一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設</p> <p>-----</p> <p>例) 一定条件以上の発電所、浄水施設、危険物等の取扱所、放送施設、駅等</p> | 国民保護法第102条第1項 |

た～な 行

| 用 語 | 用 語 の 意 義 | 法律・政令 |
|---------------------|---|-------------|
| <u>対処基本方針</u> | 武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。 | 事態対処法第9条 |
| <u>特定物資</u> | <p>救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うもの。</p> <p>救援に必要な物資とは、医薬品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る）、燃料、などをいう。</p> | 国民保護法第81条 |
| <u>(奈良県) 地域防災計画</u> | <p>災害対策基本法により都道府県及び市町村防災会議が作成を義務づけられている防災に関する計画。</p> <p>自然災害、大規模な火事・爆発その他を対象とする。</p> | 災害対策基本法第40条 |

は 行

| 用 語 | 用 語 の 意 義 | 法律・政令 |
|------------------|---|----------------|
| <u>避難実施要領</u> | 避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関し定める要領。 | 国民保護法第61条 |
| <u>武力攻撃</u> | 我が国に対する外部からの武力攻撃。 | 事態対処法第2条第1項第1号 |
| <u>武力攻撃原子力災害</u> | 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害のこと。 | 国民保護法第105条 |
| <u>武力攻撃災害</u> | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。 | 国民保護法第2条第4項 |

は 行

| 用 語 | 用 語 の 意 義 | 法律・政令 |
|---|--|----------------|
| <u>武力攻撃事態</u> | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。 | 事態対処法第2条第1項第2号 |
| <u>武力攻撃予測事態</u> | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態。 | 事態対処法第2条第1項第3号 |
| <u>武力攻撃事態等</u> | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。 | 事態対処法第1条 |
| <u>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</u> (Emergency Planning Zone) | 緊急事態が発生した場合の周辺住民等への迅速な情報提供などの手段の確保、緊急時環境放射能モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の周知、避難経路及び場所の明示など、防災対策を準備しておくため、あらかじめ影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から原子力施設の周辺に十分な余裕をもった一定範囲に区間を決めておき、その範囲に対して防災対策を充実させておくことによって緊急事態に対処できるとされる範囲のこと。 | |

ら 行

| 用 語 | 用 語 の 意 義 | 法律・政令 |
|-------------|--|---------------------------------|
| <u>利用指針</u> | 武力攻撃事態等において、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をい）の利用に関し、国民保護措置を含む対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために国の対策本部長が定めることができる指針のこと。 | 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条等 |